

板橋区ケアプランデータ連携システム導入経費補助要綱

(令和7年9月8日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人国民健康保険中央会が構築したケアプランデータ連携システムの利用に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助し、その導入を促進することで、介護サービス事業者（以下「事業者」という。）の負担軽減及び職場環境改善による生産性向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護サービスを提供する事業所をいう。
- (2) ケアプランデータ連携システム 事業所の使用に係る電子計算機器と接続された、事業所の間で交わされるサービス等の情報の共有等のための情報処理システムで、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行うものをいう。
- (3) データ連携 事業所がケアプランデータ連携システムを用いてサービス等の情報の共有等を行うことをいう。

(補助対象)

第3条 補助金の対象者は、板橋区内に所在する事業所のうち、ケアプランデータ連携システムによるデータ連携の対象となる事業所とする。ただし、申請日現在で休止中となっている事業所を除く。また、次に掲げるものが運営する法人の事業所は、補助の対象外とする。

- (1) 申請日現在、法人住民税を滞納しているもの
- (2) 暴力団（東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年東京都板橋区条例第28号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (3) 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、ケアプランデータ連携システムの利用に必要な情報端末（PC・タブレット端末）の購入費用とする。ただし、消費税等は除く。

2 1事業所あたりの補助限度台数は1台とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、事業者が負担した補助対象経費の実支出額と補助基準額100,000円のうちいずれか低い額の4分の3を上限とする（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）。

2 補助金の交付は、同一年度内において1事業所につき1回とする。

(交付申請)

第6条 事業者は、この補助金の交付を受けようとするときは、区長が別に定める期日までに別記第1号様式に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、電子申請システムLoGoフォームによる申請に代えることができる。

(交付決定及び通知)

第7条 区長は、前条に規定する申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適當と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に別記第2号様式により通知し、適當と認められないときは補助金の不交付決定をし、別記第3号様式により通知する。

2 区長は、前項の規定による補助金の交付の決定にあたり、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付すことができる。

3 区長は、第1項の規定により補助金の交付を決定したときは速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取り消し)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、別記第4号様式により期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(違約加算金)

第10条 補助事業者は、第8条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときには、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(延滞金)

第11条 補助事業者は、第9条の規定により補助金の返還を命じられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止)

第12条 区長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部もしくは一部を納付しない場合においては、他に同種の事務又は、事業について交付すべき補助金があるときは、相当程度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は、効用の増加した価格が単価50万円以上の機械器具等については、地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまで、区長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(財産処分による収入の納付)

第14条 前条の規定による区長の承認を受けて財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、区長は補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

(財産の管理義務)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らねばならない。

(関係書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入と支出の関係を明らかにした帳簿を備え、収支の事実に係る証拠書類を整備し、事業完了後5年間保管しなければならない。

(他の補助金等との重複の禁止)

第17条 補助事業者は、この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)によるものとする。

付 則

この要綱は決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。